

役員報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員報酬、手当、退任慰労金及び功労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤の役員には、報酬を支給する。

2 報酬の月額、それぞれの経歴、勤続年数、職務内容及び同種機関の実情を勘案して、会長が定める。

3 非常勤の役員に対し、会長が必要と認めたときは報酬を支給することができる。

(手 当)

第3条 常勤の役員には、前条の報酬のほか、賞与金を支給することができる。

2 賞与金の額は、職員に対するこれらの手当の支給率に準じて、会長が定める。

3 常勤の役員には、報酬月額と職員の給与月額の実情を勘案して調整手当を支給することができる。

4 調整手当の額は、会長が定める。

(支給額の変更)

第4条 報酬の月額が職員の給与改定等に伴い不均衡となるときは、その実情を勘案して、これを変更するものとする。

(退任慰労金)

第5条 常勤の役員が退任又は死亡したときは、本人又はその遺族に対し、退任慰労金を支給する。ただし、役員として不適当な行為があったことにより退任した場合には、退任慰労金の全部又は一部を支給しない。

2 前項の規定は、石川県を退職した後に常勤役員に就任した者には適用しない。

(退任慰労金の計算)

第6条 常勤の役員の退任慰労金は、退職の日におけるその者の報酬月額を基準額（5年以上の長期に亘り在任し、10年未満で退職した者は報酬月額の3割増の額、10年以上で退職したものは報酬月額の5割増の額とする。）とし、これに在任年数を乗じて得た額とする。

(功労金)

第7条 役員で特に功労のあった者には、功労金を支給する。

2 功労金の額は、会長が定める。

(期間計算)

第8条 在任期間の計算に当り1年未満の端数があるときは、5カ月以下は切り捨て、6カ月以上は1年に切り上げる。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年11月1日から適用する。
- 2 この規程の一部改正は、平成4年9月4日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成22年7月1日から施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成27年3月4日から施行する。
- 7 この規程の一部改正は、平成30年5月23日から施行する。